

# 十八世紀萩藩における文書管理・記録作成と藩士柿並市右衛門

―当職所記録取縮役・当職所記録仕法・江戸御国大記録方―

はじめに

山崎 一郎

十八世紀中期、萩藩の中枢役所で文書整理や記録作成業務を歴任した柿並市右衛門（潜之）という藩士がいる。

彼は、元文三年（一七三八）から宝暦十三年（一七六三）に四九歳で死去するまでの間、萩藩の役人として活躍したが、その過程で、①当職所・上御用所という二つの中枢役所の文書や御宝蔵御什書の整理を担当、②総括型記録「国相府録」の作成と文書管理のためのマニュアル「当職所記録仕法」を作成、③当職所記録取縮役に就任、④七代藩主重就が新設した江戸御国大記録方に就任、などの経歴をもつ。柿並以前にも当職所での文書整理や総括型記録の作成業務を担当した人物はいるが、藩中枢役所での文書整理、記録作成業務を歴任し、さらには総括型記録作成のためのマニュアルをまとめるといった経歴をもつのは彼だけである。十八世紀萩藩の文書管理や記録作成のあり方を考える上で、非常に注目すべき存在といえる。

これまで筆者は、萩藩の文書管理や記録作成のあり方を検討するなかで、柿並について断片的に触れてきた。<sup>①</sup>本稿では柿並市右衛門そのものに焦点をあて、彼の活動の全体像をまとめることにより、十八世紀萩藩の文書管理とそう

した業務に携わった役人のありようを明らかにしたい。また、毛利家文庫には、柿並市右衛門の死後、彼の息子から藩へ寄贈された市右衛門の蔵書が含まれている。藩士家文書が藩に寄贈され、以後藩庁文書と一体となって利用され、伝来するという興味深い文書伝来ケースのひとつである。柿並市右衛門に関する検討は、毛利家文庫という巨大文書群の性格を考える上でも必要な作業と考える<sup>②</sup>。

## 一 柿並以前における当職所の動向

柿並市右衛門は、元文五年（一七四〇）、二六才の時、当職所の文書整理を命じられる。当職所は国許の中枢役所であるため、執務上扱う事柄が広範囲に及び、処置の判断にはとりわけ先例が重視された。そのため当職所では、十七世紀末以降、業務上必要な過去の文書を確実に残し、必要な時に必要な文書が利用できるような文書管理体制の整備を進めていた。柿並に文書整理が命じられたのはそのような動きの延長線上にある。そこでまず、柿並以前の当職所における文書管理・記録作成の動向について概略を述べておく<sup>③</sup>。

### （一）当職佐世主殿・宍道玄蕃在職中における総括型記録の編纂

当職所では、業務に必要な過去の情報を確実に残すため、通常作成される文書記録とは別に、総括型記録<sup>④</sup>のシリーズを編纂する場合があった。その最初の事例は、当職佐世主殿の在職時（元禄八年（一六九五）七月～宝永三年（一七〇六）六月）と伝える。作業は志道丹宮（～宝永五年八月）、宍道玄蕃（～正徳二年十二月）在職時まで続けられたが完結せず、完成分も揃っては後世に伝わらなかったという（「当職所記録仕法」）。

この記録編纂を担当したと推測される人物が二人いる。一人は蔵田孫右衛門如方である。「譜録」には彼の経歴として、「元禄十一年八月四日佐世主殿殿御当職所之記録方被仰付、同十二年正月十四日迄二ヶ年所勤仕候」とある。<sup>(5)</sup>孫右衛門は、遠近方筆者を一〇年、当職所筆者を八年、当職所御筆役（右筆役）を一三年務め、元禄七年（一六九四）、手廻組から大組へ編入されたのちは、遠近方を五年務め、元禄十一年から「御当職所之記録方」となりこれを二年務めた。その後は当役や当職の手元役に就任している。<sup>(6)</sup>もうひとりとは横山勘右衛門である。横山は、貞享元年（一六八四）に右筆役となり九年これを務めた後、元禄五年（二六九二）、当職福原隠岐の時に当職所右筆役となった。次の当職佐世主殿の下でも当職所右筆役を務め、元禄十二年、手元役兼任で「記録役」となっている。<sup>(7)</sup>

時期的な一致から、蔵田・横山両名がこの総括型記録の編纂に関与した可能性は高い。就任時、蔵田は四九〇五〇才、横山は五三〇五四才、蔵田は大組士で禄高四三石（浮米取）、横山は手廻組士だが禄高は同じ四三石（元禄十五年に大組へ）。両名とも役人としての長い経験をもち、当職所右筆役を長く務めた点でも共通する。横山の場合、業務は専任でなく手元役との兼任であった。手元役は多忙であるため、横山は直接編纂業務を行わず、下僚に指示を下して実務を任せるという形であったかもしれない。

## （二）大記録の編纂

（一）のあと編纂された総括型記録が「大記録」である。藩政初期から享保期にいたる重要事案の一件記録シリーズで、現在一三〇冊が残る。<sup>(9)</sup>編纂作業は正徳五年（一七一五）三月から享保九年（一七二四）一月まで、途中に中断期間を挟んで進められた。編纂に際しては、当職所のみならず他役所の文書記録まで調査が行われた。

編纂担当の大記録方に任命されたのが平野忠兵衛と境忠右衛門である。平野忠兵衛は元禄十四年（一七〇一）から

右筆役を七年間、宝永五年（一七〇八）から当職所右筆役を五年間務めたのち、正徳五年に大組に編入されて大記録方となり享保九年までこれを務めた（就任時年齢は不明<sup>⑩</sup>）。境忠右衛門は天和二年（一六八二）に御陣僧として新規に取立てられた藩士で、のち束髪し手廻組に編入され当役の筆者役を八年務め、大組編入後、江戸留守居手元役を何度か務めた。正徳五年、大記録方となり享保三年（一七一八）まで担当した<sup>⑪</sup>。大記録方就任時は六五才。平野・境とも給地を持たない浮米取の大組士で、禄高は平野四三石、境五六石余。平野は右筆役と当職所右筆役を計一二年務めており、一方、境は当職所勤務の経験はないが、当役の筆者役や江戸留守居役の手元役を長く務めている。両名とも藩の重要役所での実務経験を豊富に有する役人であった。

### （三） 当職所文書の整理

享保十五～十七年（一七三〇～三二）、藩政初期から宝永頃までの当職所文書の整理が実施され、文書目録として「御職代々交割物目録」（54目次58）が作成された。整理後、文書は二二の櫃に納められ萩城櫓で保存された。当職所での大規模な文書整理としてはこれが最初であった。この作業は、大記録編纂に携わった平野忠兵衛、および柿並市右衛門の兄松原平三が担当した<sup>⑫</sup>。

### （四） 小括

十七世紀末以降、当職所では総括型記録のシリーズを編纂したり、保存文書の整理・目録化などを実施した。中核役所である当職所の場合、他の役所と比べ、早い段階から、過去の文書記録を如何に管理するかが業務上の重要課題となっていた。そうした業務を担当した役人の共通点として、家臣団中核をなす大組の下級クラスで、当職所右筆役の経験があること、当職所勤務の経験が無くても、当役や江戸留守居など重職の右筆役や手元役を経験したことがあ

る者、年齢的には五〇代と年長で実務経験の豊富なベテラン、などを指摘できる。実務経験を有するベテラン役人に過去の業務情報および文書整理を任せるのが柿並以前のあり方といえる。

そうしたなか、柿並市右衛門の兄松原平三が当職所文書の整理に加わっていることが注目される。後述するように、この当時の松原平三は松原家の家督相続前であり、嫡子雇の立場で諸役所に勤務していた。まだ若く実務経験の乏しい平三は、ベテラン平野の補助役といった位置づけであったろうが、彼のような若手が文書整理に携わっていることは、柿並市右衛門に連なる動きとして注目される。

## 二 柿並市右衛門の業務経歴

柿並市右衛門は大組士松原彈藏（通貫）の次男として生まれた<sup>13</sup>。松原家の禄高は四人扶持切錢二〇〇目。大組の下級クラスだが、松原家は書道に通じ、藩主のための書物作成を担当したり、文芸関係の仕事に携わることの多い家であった（後述）。

五才より書道を始めた市右衛門は、五代藩主吉元に将来を期待され、当時江戸で名をはせていた書家佐々木万次郎（玄龍）への入門を命じられ江戸に登る。享保七年（一七二二）、八才の時である<sup>14</sup>。さらに、荻生徂徠への入門話も出たが、まだ幼いこともあり、また徂徠が享保十三年（一七二八）に死去したため結局実現しなかった。市右衛門は一才の時に帰国する。江戸での書道の修行、荻生徂徠への入門話など、彼は幼少よりその資質の高さを見込まれた人物であったといえる。

享保十八年（一七三三）十月、市右衛門は大組士柿並正敬の養子となり一九才で家督を相続した。柿並家は、大組でも給地を持たない浮米取で、禄高は四人扶持六石四斗。大内義弘次男持盛を祖と伝える名家だが、市右衛門以前、藩内でそれほど目立つ活動はない。一八世紀初頭に大組に編入されたものの、代々当主は、諸役所の筆者役や当職所業務を務めた経歴もない。元文三年（一七三八）九月、柿並市右衛門は記録所右筆役に任じられ大組から手廻組へ編入される。これ以降の略歴をまとめたものが表1である。これをもとに彼の業務経歴を述べる。

# （一）当職所文書の整理

元文五年（一七四〇）、柿並市右衛門は二八才の時、当職所文書の選別整理（「撰分」）を命じられた。当職山内縫殿在任中のことである。自分は記録所右筆役のまま同役業務を免除され、当職所文書の整理担当となった。当職所業務未経験の若い柿並に業務を担当させたことはかなりの抜擢といえる。

前述のように、当職所では享保十五～十七年に宝永期までの文書を対象に最初の文書整理が実施された。今回の場合、おおむね享保九～元文三年（一七二四～三八）の、比較的時期が新しく現用価値の高い文書が対象であった。作業終了年は不明だが、寛保二年（一

表1 柿並市右衛門の略歴

| 年月            | 事項                     | 年齢 |
|---------------|------------------------|----|
| 享保18(1733).10 | 柿並家の家督相続               | 19 |
| 元文3(1738).9   | 手廻組編入、記録所祐筆役就任         | 24 |
| 元文5(1740)     | 当職所記録「撰分」を命じられる        | 26 |
| 寛保2(1742).8   | 当職所記録取縮役就任、「当職所記録仕法」作成 | 28 |
| 延享1(1744).11  | 同役に懸かり当職益田河内へ起請文提出     | 30 |
| (年未詳).5       | 御宝蔵什書取縮書調物御用           |    |
| 宝暦1(1751)     | 宗広公(6代藩主)御逝去一途之御用掛り    | 37 |
| 宝暦1(1751)     | 岩国より為御悔御出萩一途之御用掛       |    |
| 宝暦2(1752).8   | 毛利讃岐守様(清末藩主)御出萩一事御用掛   | 38 |
| 宝暦2.11～同3.3   | 上御用所御記録取縮(国元)          |    |
| 宝暦3(1753).11  | 重広公御部屋御直書御勤方兼役         | 39 |
| 宝暦6(1756).6   | 岩国領堅ヶ浜論地担当、実地見分        | 42 |
| 宝暦11(1761).11 | 満願寺・養学院懸り相一途御用物見合      | 47 |
| 宝暦12(1762).5  | 祐筆役退任、上御用所御記録取縮(江戸)    | 48 |
| 宝暦13(1763).2  | 江戸御国大記録方就任             |    |
| 宝暦13.6        | 江戸にて死去                 | 49 |

七四二）、当職山内から必要な作業年数を尋ねられた柿並は、五、六年度と答えている。<sup>15</sup> 現時点、史料的に確認できるのは延享元年（一七四四）十一月までの動きである（後掲起請文）。

この整理で作成された文書目録と考えられるものが「当職所御用物頭書」（9諸省26）に残る。「当職所御用物頭書」には作成時期の異なる二種類の文書目録が合冊されているが、そのうち、筆者がⅡ型と分類した目録がこれにあたる。当職別（年代順）に文書を分類整理したこの目録は、「御職代々交割物目録」と比べ、検索の便を考慮し、よりスピーディーな文書検索を可能とするための工夫がされた目録記述となっている。<sup>16</sup>

## （二）当職所記録仕法と国相府録の作成

柿並は、（一）開始後ほどなくして、総括型記録「国相府録」の作成、およびその作成方法と文書管理のマニュアル「当職所記録仕法」の作成を当職山内から命じられる。「国相府録」は「大記録」につづく総括型記録である。通常業務で作成される種類別の記録（「御用状控」「御書付控」など）とは別に作成されるもので、表2に示したような分類主題を設定し、後年参考となる内容および関連文書を日々の業務のなかで収録していく形式であった。作成作業の繁雑さを軽減し、担当者が代わっても統一的内容となるよう作成ルールを明確化する一方、口頭での指示や処置を下した際の意図（「沙汰心」）など、本来文書に残りにくい情報を収録することなども目指された。<sup>17</sup>

「国相府録」の作成方法と、それに伴う文書管理のマニュアルが「当職所記録仕法」で、寛保二年（一七四二）八月、柿並から当職手元役山県市左衛門・当職所右筆役柿並半右衛門へ提出された。前書一五ヶ条と凡例五五ヶ条からなり、前書には当職所における総括型記録作成の歴史、現状の問題点、当職山内が「国相府録」作成を命じた理由などが、凡例には「国相府録」の作成手順、その留意点、日常的な文書記録の保存方法等が記されている。当職所は勿論、

藩全体でも、これだけ詳細に文書管理のあり方、記録作成の方法を書き上げマニュアル化したものは存在しない。また、文書には残りにくい「沙汰心」（判断を下した際の理由、考え方）や口頭での指示の記録化を重視すること、文書記録を残す場合、過去三〇年の情報が特に重要であること、日記形式より主題別にまとめた記録が有用であることなど、当該期の文書記録の保存・作成に対する考え方が示される点でも興味深い内容となっている。現状での文書管理体制を見直して問題点を把握し、将来に向け文書記録（情報）を確実に残すためにはどうしたらよいか、という点を客観的に検討し作成された点に意義がある。結局、「国相府録」は、寛保元～三年分一七冊と総目録一冊を作成するに止まり、「当職所記録仕法」のシステムが完全運用されることはなかった。しかし、内容分類のために主題を設定するという考え方は、その後の当職所での文書整理で踏襲され、「国相府録」で設定された主題の多くがその後にも用いられていく。

「当職所記録仕法」は柿並ひとりの考えでまとめられたものではない。奥書には「右記録調方凡之所、此度縫殿殿被仰付候趣、旁を以相調」とあり、当職山内縫殿の考えを反映して作成されたことがわかる。また、当職手元役・右筆役に提出された点から考えれば、彼らには草稿段階から目を通してもらい、彼らの意見も聞いて修正を重ねていった可能性が高い。そうであるにしろ、当職所業務未経験の若い柿並が、当職や当職所役人の意見を聞きながら、これだけの内容をもつ

表2 国相府録の分類区分

| 分類区分名 |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 一     | 総目録                              |
| 1     | 公儀御届沙汰事<br>付 御書付其外被仰出二付沙汰事       |
| 2     | 長崎御奉行・御目付御通路沙汰事<br>付 御役人并公物通路沙汰事 |
| 3     | 御大名御通路沙汰事                        |
| 4     | 御城米船・銅船破損沙汰事                     |
| 5     | 自他国破損船沙汰事                        |
| 6     | 朝鮮船・対州船漂着沙汰事                     |
| 7     | 目安懸り相沙汰事                         |
| 8     | 自他国寺社沙汰事                         |
| 9     | 他国諸事之沙汰事<br>付 廻国者沙汰事             |
| 10    | 長府清末沙汰事<br>付 御末家方・岩国一同沙汰事        |
| 11    | 徳山沙汰事                            |
| 12    | 岩国沙汰事                            |
| 13    | 御使者勤沙汰事                          |
| 14    | 御家頼・町人百姓沙汰事                      |
| 15    | 凶事沙汰事                            |
| 16    | 雑部                               |
| 17    | 御三家状之内有馴候分之文格                    |

マニユアルをまとめあげた点は彼の能力の高さを示す。

(三) 当職所記録取縮役への就任

寛保二年(一七四二)八月、(一)(二)を担当する柿並に当職所記録取縮役という役職名が与えられた。これは当職山内縫殿の強い意向によるものであった(後述)。延享元年(一七四四)十一月、当職は山内から益田河内へ交替するが、柿並は引き続き同役を務めることになり当職益田へ起請文を提出した。近時公開を開始した遠用物にこの起請文が残る。<sup>19)</sup>この起請文から、当職所記録取縮役を担当するとはどういうことであつたかがよくわかる。

起請文前書之事

一 御当職所記録物致混雑候付、去ル申年<sup>(元文元年)</sup>爲撰分私儀被差出、猶又取縮就被仰付候、記録所御番をも被差除候、然者先キ五六ケ年も懸り可申趣二付、右一事相調候迄、御当職所記録取縮役被仰付候段、去々秋被仰渡奉得其意候事

一 記録取縮之儀者、撰分ケ一通り共違、御用之廉々未落着不仕内も日々之御沙汰筋致見聞相記申儀、御密用事も数多有之事御座候間、此御用相調候間者不能申、御用埒明候已後たりとも一切他見他言仕間敷候事

一 記録之儀者後年之証拠二被仰付事ニ御座候間、廉々念を入相しらへ間違之儀無之様相調可申之由奉得其意候事付、親類縁者別悩之者手前之儀ニ而御座候とも、誠有懸り之儀迄相記置、全取繕之文儀など無之様相調可申候、然者礼儀音物取遣之儀も作法之通相守可申候事

一 諸控物其外大切之御用物取悩被仰付事御座候間、紛失等無之様念を入、尤御用之儀墨筆ニ至迄分散不仕様可申合候事

一御役間酒飯寄相之儀、親類縁者契約間其外親類同前互二勝手江も通り相、別個申談間柄、兼而相極置之外、私之参会仕間敷候、尤町方二近親類近縁者於有之者、名付仕差出置可申候事  
右条々於相背者

梵天帝釈四大王伊豆箱根両所権現（略）惣而日本国中六拾余州大小神祇可罷蒙御罰者也、仍起請文如件

延享元年

柿並市右衛門（花押）

十一月

益（当職益田元吉）  
河内殿

当職所記録取縮役に任じられた経緯を記す一ヶ条目に続き、二〜五ヶ条目で柿並が誓約しているのは、①取縮役は単なる文書整理担当とは異なり、日々の業務で決裁途中の情報などを見聞きし秘密情報に触れることもあるので、在任中はもちろん退任後も知り得た情報を他言しないこと（守秘義務）、②記録は後年の証拠になるので念を入れ間違いのないよう作成すること、③文書を紛失しないこと、④在役中の酒席への参加は、親類や親類同前に親しくしている者など事前に報告してある者に限り、それ以外の私的な集会に参加しないこと、などである。

当職所記録取縮役として文書整理や記録作成を担当することは、非常に機密性の高い文書（情報）に触れる可能性がある。そのため、守秘義務の厳守や慎重な文書の取扱、正確な「間違之儀無之様」記録作成が求められた。「間違之儀無之様」とは、単なる文字の正確さではなく、たとえ親類縁者や知音の者に関することでも記載内容に手心を加えるようなことはあつてはならない、という意味を含む。また、酒席や贈答など日常生活の一部にも制限が加えられた。当職所記録取縮役にはそうした条件下で業務を遂行しうる高いモラルが求められた。当職交代後も引き続き同

役に任命された柿並は、それに叶う資質をもつ者と評価されていたといえる。

#### (四) 御宝蔵御什書取縮書調物御用

柿並は「御宝蔵御什書取縮書調物御用」を務めた。時期ははっきりしないが、当職所業務終了後であったようである。御宝蔵御什書の整理作業といえは永田瀬兵衛（政純）が有名である。永田は享保三年（一七一八）八月に御什書御用掛に任命され、毛利家伝来の家文書、御什書の整理を担当した。そのうち「閥閥録」、「江氏家譜」（毛利家系図の決定版）、「新裁軍記」（毛利元就の伝記）の編纂に携わり、寛保元年（一七四一）頃から「御系図御家譜引書」（藩主に提出した「御系図御家譜」の典拠史料をまとめたもの）、寛延元年（一七四八）頃から「御什書註書」（御什書の注釈書）の作成作業を行った。永田は宝暦四年（一七五四）に亡くなるが、享保三年に御什書整理を命じられたのち、一貫して御什書に近い位置で仕事を行っていた人物であった。<sup>②</sup>

永田は寛延二年（一七四九）に「御什書惣目録」を作成している。これは、享保年間の御什書整理以後に追加された文書を含め、新たに作成した御什書の目録である。<sup>①</sup>基本的に卷子単位の日録で、卷子内の文書までは書き上げられていない。毛利家文庫にはこれとは別に、「柿並蔵書」の印（もと柿並市右衛門の蔵書。後述）が捺された「御什書惣目録」四冊も残る。<sup>②</sup>一冊は永田作成の「御什書惣目録」と同内容の写しで、残りの三冊は各卷子に含まれる文書個々の情報を書き上げたものである。年代や差出者・宛先などの情報はないが、文書の冒頭文言やキーワードとなる言葉、卷子内の文書数などを記したもので、御什書の簡略な件名目録といえる。

柿並が担当した「御宝蔵御什書取縮書調物御用」とはこの「御什書総目録」作成業務、すなわち、御宝蔵に収蔵されている御什書の調査、件名目録作成を意味した可能性が高い。断定はできないが、永田が担当する仕事の補助作業

として命じられたのではなかっただろうか。

（五）「観光院様御逝去ニ付吉川左京殿出萩一事」の作成

寛延四年（宝暦元年、一七五一）二月、六代藩主宗広（観光院）が死去する。これに伴い柿並は、宗広葬儀に関わる「宗広公御逝去ニ途御用掛」に任命され、あわせて葬儀参列のため萩を来訪する岩国吉川氏への応接担当、「岩国より為御悔御出萩一途御用掛」も拝命した。

葬儀終了後の同年十二月、柿並は「観光院様御逝去ニ付吉川左京殿出萩一事」と題する記録三冊（25吉川事84）を作成し上御用所に提出した。この記録は、吉川氏が萩藩主不在時に萩を来訪（出萩）した際どう対応したかを後世に残しておくために作成された。奥書によれば、従来、上御用所（当職と並ぶ重職である当役に付属する役所）には萩藩主在国時における吉川氏の萩来訪に関する記録はあったものの、萩藩主不在時（死去時も含む）の記録は、簡単な内容のものが当職所に残るのみで上御用所にはなかった。結果、当役方の指示を受けて業務を行う柿並は、先例探しに苦勞し、他役所に照会したり、似たケースを参考に指示を仰がなければならなかった。業務終了後柿並は、上司である当役方へ、将来に備え今回の記録をまとめておくことを進言したところ、記録作成の指示が下ったという。

萩藩主不在時での吉川氏の萩来訪は頻繁にある出来事ではなく、十数年に一度あるかないかである。それゆえ、ひとたび事が起こった際、記録がないと担当者は先例探しに苦勞する。柿並にとって今回の業務は、役所における文書保存の現実と文書記録を残すことの重要性を肌で感じる機会となったはずである。将来を見据え、当該事案の一件記録作成を進言したことは、当職所記録取縮役としての経験を持つ柿並には自然なことであつたらう。

（六）上御用所文書の整理

上御用所は当職と並ぶ重職の当役に付属する役所である。柿並は上御用所の文書整理を二度担当した。当役は藩主に随って江戸と国元を行き来し、彼の下僚（手元役・右筆役等）で構成される上御用所は、江戸と国元それぞれに必要な文書記録を保存していた。柿並は宝暦二年（一七五二）十一月～同三年（一七五三）三月に国元の、十年後の宝暦十二年五月からは江戸の上御用所文書の整理を担当した。管見の限り、上御用所での本格的な文書整理はこれがはじめてである。柿並に仕事が命じられたのは、これに先立つ当職所文書の整理作業、当職所記録取縮役としての経験や、「観光院様御逝去ニ付吉川左京殿出萩一事」作成の実績などが評価されたためであろう。

なお、「譜録」は宝暦十二年からの業務を「上御用所御記録取縮被仰付」と記し、藩庁記録「御意口上控」は「上御用所記録仕立被仰付候」と記す。同記録には藩士笠井孫右衛門が「柿並市右衛門方記録物書調」として江戸に派遣されたことを記す。江戸での作業は、文書の整理・目録化だけではなく何らかの記録作成をも伴っていたとみられる。

（七）岩国領堅ヶ浜論地担当と満願寺・養学院懸り相一途御用物見合

岩国領堅ヶ浜は、延享年間より萩藩一門大野毛利家領平生村との間で境界争論が生じていた場所である。宝暦六年（一七五六）六月、柿並は当職所右筆役柿並半右衛門とともに堅ヶ浜論地の担当となり、同年十一月～十二月に現地へ赴き見分を行っている。また、宝暦十一年（一七六一）十月には「満願寺・養学院懸り相一途之御用物見合」を命じられている。詳細は不明だが、満願寺と養学院との争論に関する過去の文書記録の調査業務とみられる。

この二つの業務で柿並に期待されたのは、藩が処理すべき争論に関し、過去の事情を把握するため、文書記録を調査し概要をまとめるというものであったと考えられる。この点で柿並の実績と能力が役立つと判断されたのである。これらに関する記録は柿並の手でまとめられることはなかったが、柿並死後の宝暦十三年、柿並のあと江戸御国

大記録方に就任した宇多田藤右衛門・長崎新左衛門の両名が、柿並の集めた資料類の取りまとめを行っている。<sup>(25)</sup>

（八）江戸御国大記録方への就任

宝暦十三年（一七六三）二月十日、柿並市右衛門は江戸御国大記録方に就任する。江戸御国大記録方は七代藩主重就により新設された役所である。同役所は、藩内外へ発給される文書を事前にすべて目を通し、文言の不統一や「古法之沙汰筋」との違いなどを調べ、統一的な文書作成のためのチェック機能を担うものとされた。そのため業務遂行に際しては、藩主御判物類をはじめ、国元・江戸方諸役所、御宝蔵など藩内すべての文書を閲覧する権限も与えられた。支藩主から本藩主を継いだ重就は、藩内での自らの政治的立場強化を意図した様々な施策を実施しており、江戸御国大記録方の新設も一連の動きとして理解できる。<sup>(26)</sup>この当時、当職所、上御用所、さらには御宝蔵の文書を扱った経験を有する柿並のような存在は、管見の限り当該期の藩内には見当たらず、実務遂行上、江戸御国大記録方として彼以上の適任者はいなかったであろう。

柿並は同年三月、就任にあたり当役梨羽頼母に起請文を提出している。その内容は、①業務上目にした文書の内容を私的にメモして残したり他言しないこと、②文書の管理を徹底すること、③文書の偽造や改竄といった不正な依頼を決して受けないこと、などを誓約するものであった。<sup>(27)</sup>新たな業務は藩の重要情報に触れるものであり、守秘義務が強く求められるとともに、ともすれば不正な行為に荷担する可能性もありうる立場となったことが示される。江戸御国大記録方の場合も高いモラルが求められ、ここでも柿並は、それに叶う人物として認識されていたといえる。

柿並はその年の六月に藩主重就に随って江戸に登る。しかし二ヶ月後の八月八日に同地で病死した。就任期間はわずか六ヶ月。四九才の若さであった。

### 三 当職所記録取縮役就任に関わる動向

寛保二年八月、柿並に当職所記録取縮役という役名を与えられたが、これは当職山内縫殿の強い意向で実現した。その経緯が「御意口上控」に残されており、そこから柿並の仕事に対する藩内での評価を垣間見ることができる。

当職所記録取縮役という役名に関しては、当初、藩士人事を主管する当役方と当職山内との間で議論があった。当役方は「取縮役」という名称に難色を示し、「役」の字は用いず「取縮引退」程度の名称で十分ではないという意見が強かった（「記録取縮役と申所いか、可有之哉、役と申字を除、取縮引退ニ被仰付候計ニ而も可相済との御沙汰御僉儀も有之」）。「引退」とは役人の業務形態に係る表現で、「引除」とも表記する。おそらく両方とも「ひきのぞき」と読み、本職業務を免除し、「業務の担当」「業務係」といったニュアンスで用いられている。

これに対し当職山内は、柿並の仕事は臨時的な業務でもあり、「取縮役」として欲しいと強く主張した。結局山内の意見が通り、当職所記録取縮役という役職名が柿並に申し渡された。加えて山内は、当職所記録取縮役就任を柿並の勤功（役人としての功績。積み重なれば人事上考慮され、筆並（家臣団内の序列）、禄高上昇等につながる）として考慮して欲しいとの希望を当役方に伝えたが、これは当役榎本遠江が了承しなかった。ただし当役榎本は、柿並の仕事がすべて終了した際には、これを勤功として評価し、藩主の「御声懸り」を検討してもいいとの意向を伝えた。

以上の経緯から、当職山内が柿並の仕事を高く評価し、藩士の功績として評価されるよう尽力していたことがわかる。文書管理体制の整備とそれに携わる役人の必要性と重要性に対する理解の深さを、そこに読み取ることができる。これに対し当役方は、新しく「役」付きの仕事とすることに当初難色を示した。「役」付きの仕事に位置づければ、

ほかの役職との並びを考え、役料の額、勤功としての評価など新たに検討しなければならない問題が多く発生するのであろう。結局当役方も役職名には同意しており、柿並の仕事を経んじていたとは思われない。ただ、面倒な問題を処理してまで新規に「役」付き仕事とするほどでもないのでは、という認識ではなかったろうか。文書整理や総括型記録作成業務に対する認識、評価に、この時期、当職方と当役方で微妙な温度差があったように見受けられる。

しかし、この一〇年後の宝暦二年（一七五二）、当役方も柿並に上御用所文書の整理を依頼する。同八年、柿並は長年の功績により藩主からの「御声懸り」の名誉に預かるが、その際、当職所や上御用所での文書整理の実績も評価の対象となっている。<sup>30</sup> 急激な評価の高まりということではないが、十八世紀において、文書記録の「取縮」「撰分」という仕事、藩庁内での必要な仕事として認識され、着実に位置づけられていく動きをそこに読み取りたい。

#### 四 藩への柿並蔵書寄贈

毛利家文庫には、柿並家蔵書印（「柿並蔵書」・写真1）が捺された文書が含まれている。これらは、柿並市右衛門の死後、息子多一郎から藩へ寄贈されたものである。『毛利家文庫目録』によれば、柿並家蔵書印のある文書は九件一八冊確認できるが、蔵書印のないものを含め寄贈冊数は実際にはもっと多い。寄贈は明和五年（一七六八）八月と安永五年（一七七六）十月の二度行われた。明和五年時には当初五一件が寄贈されたが、のち藩が内容を精査し二六件の文書を受入れ、二五件は「御用ニ無之」ということで多一郎に返却された。安永五年時には四四件、五六冊と一櫃分の文書が寄贈されている。<sup>31</sup> 「密局日乗」の安永五年（一七七六）十月十六日条には、柿並多一郎が父市右衛門の

集めた蔵書（「数年来心懸御用端ニも可相立儀、彼是書集置候書籍」）を藩に寄贈し、藩から「心懸神妙」と褒賞された記事が載る。<sup>(32)</sup> 寄贈されたのは、柿並市右衛門が業務の過程で作成した文書記録の控、および参考資料として作成し収集したものであった。

寄贈された柿並蔵書は、その後、密用方での業務用参考資料として利用され、明治期以降は他の密用方文書とともに毛利家文庫の一部として伝来し、現在に至ったと考えられる。藩に寄贈された藩士家文書が、そのうち藩庁文書と一体となって利用、伝来していったケースである。

藩士の蔵書（収集・作成資料）が藩に寄贈されるケースはこれ以前にもある。宝暦十二年（一七六二）、藩は永田瀬兵衛の息子又太郎、山県周南の息子二郎右衛門、安部吉左衛門の息子新左衛門に対し、「右之面々父代、先年御什書仕立之御用被仰付候節、御用為考合撰集、又者自分為心得書寄等仕置候冊物等、向後以御用ニ相立候物故差出候様」と命じた。永田瀬兵衛・山県周南・安部吉左衛門は、十八世紀中期、御什書整理、「江家家譜」や「新裁軍記」の編纂などで協力して活動したメンバーである。彼らが業務遂行の過程で集め、書き留めた資料類は、今後藩の御用に立つこともあるので寄贈するようという命令であった。<sup>(33)</sup>

柿並家の場合、今のところ藩の指示は見当たらない。息子多一郎は、当時、中山又八郎の下で仕事を行っていた。中山は、柿並市右衛門死後、江戸御国大記録方業務の一部を引き継ぎ、安永三年に密用方初代頭人となる人物である。息子多一郎は、父の蔵書が中山の仕事に有用であること、さらには永田瀬兵衛の息子らによる蔵書寄贈の先例を踏まえ、自発的に寄贈を申し出たと考えられる。藩も、それらが「向後以御用ニ相立候物」という認識

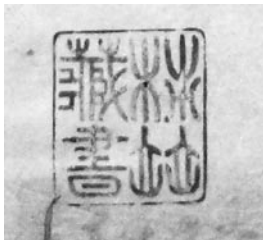


写真1 柿並蔵書印

表3 柿並蔵書寄贈一覧

## 1. 明和5年寄贈分

| 文書名       | 数量 | 毛利家文庫     | 印 |
|-----------|----|-----------|---|
| 御略系       | 1冊 |           |   |
| 年表        | 1冊 | 17年表11    | ○ |
| 益田牛庵覚書    | 1冊 | 〈21巨室8〉   |   |
| 役人帳       | 2冊 |           |   |
| 享保十七年御書付写 | 1冊 |           |   |
| 寛永十一年覚書   | 1冊 |           |   |
| 御系譜       | 1冊 |           |   |
| 諸御礼       | 1冊 |           |   |
| 御所帯根積     | 1冊 | 〈11政理47〉  |   |
| 諸役数定      | 1冊 |           |   |
| 吉川家柄覚書    | 1冊 | 〈25吉川事78〉 |   |
| 御内々申上覚書   | 1冊 |           |   |
| 万治三年諸御ヶ条  | 1冊 |           |   |
| 御両国府廉集書   | 1冊 | 〈11政理48〉  |   |
| 享保九年品定    | 1冊 | 〈40法令34〉  |   |
| 御両国覚書     | 1冊 |           |   |
| 諸役御仕立定帳   | 1冊 |           |   |
| 御国中高札写    | 1冊 | 〈40法令94〉  |   |
| 江戸御屋敷御書付写 | 1冊 | 〈40法令97〉  |   |
| 御馳走出来覚    | 1冊 |           |   |
| 山内繕殿役中勤功付 | 1冊 | 〈22諸臣47〉  |   |
| 御仕法書      | 1冊 |           |   |
| 御戦場       | 1冊 |           |   |
| 江戸御屋敷御書出  | 1冊 | 〈40法令99〉  |   |
| 御一門益田福原系図 | 1冊 |           |   |
| 帝王系図書抜反古  | 6枚 |           |   |

## 2. 安永5年寄贈分

| 文書名                  | 数量 | 毛利家文庫             | 印 |
|----------------------|----|-------------------|---|
| 関関録写                 | 1櫃 |                   |   |
| 御什書総目録并頭書等取合         | 3冊 | 54目次49            | ◎ |
| 桂发門覚書                | 1冊 |                   |   |
| 老翁ものかたり              | 2冊 | 16叢書53            | ○ |
| 佐々部一斎覚書              | 1冊 | 〈16叢書49〉          |   |
| 蟻螂之書                 | 1冊 |                   |   |
| 小田木工覚書               | 1冊 | 16叢書52            | ○ |
| 長屋太郎左衛門覚書            | 1冊 | 〈14軍記51〉          |   |
| 森脇飛騨覚書               | 1冊 |                   |   |
| 深瀬二郎兵衛覚書             | 1冊 | 〈16叢書59<br>(2-1)〉 |   |
| 毛利家由来書               | 1冊 | 14軍記31            | ○ |
| 天文十八年元就公防州山口被遊御越候節之控 | 1冊 |                   |   |
| 天正十六年輝元公御上洛日記抜書      | 1冊 |                   |   |

| 文書名                               | 数量 | 毛利家文庫               | 印 |
|-----------------------------------|----|---------------------|---|
| 秀就公御入城之次第 慶長十六年                   | 1冊 | 7格式1                | ◎ |
| 書抜物                               | 1冊 |                     |   |
| 書抜物                               | 1冊 |                     |   |
| 吉川家日記                             | 3冊 | 25吉川事8              | ○ |
| 岩国証文写                             | 1冊 | 25吉川事15             | ○ |
| 元文四年・延享二年両度左京殿出府之願ニ付公辺え御内々被差出候御書付 | 1冊 | 25吉川事81             | ○ |
| 享保十二年水野和泉守様え被遊御待参候御書付             | 1冊 | 〈3公統73〉             |   |
| 承応二年石川弥左衛門殿え益田無庵・国司備州より之御答之趣      | 1冊 | 〈21巨室21〉            |   |
| 往古以来御普請御手伝寄書                      | 1冊 |                     |   |
| 寛保二年御普請御手伝之時之一件書抜                 | 1冊 |                     |   |
| 延享二年御判物御朱印等被下候御式書                 | 1冊 | 2柳営9                |   |
| 寛保二年御国廻ニ付地江戸乞合之御用状等               | 1冊 |                     |   |
| 西三十三ヶ国程神善四郎ニ改被仰付候御書付              | 1冊 |                     |   |
| 享保十六年銭遣之儀御書付四通                    | 1冊 |                     |   |
| 宝暦三年同御書付御俚約ニ付而御書付等                | 1冊 |                     |   |
| 同六年御俚約ニ付而思召之旨諸役所え為無緩被渡置御書付        | 1冊 |                     |   |
| 寛延三年諸役所え之御書出                      | 1冊 |                     |   |
| 武家諸法度写                            | 1冊 |                     |   |
| 承応より正徳迄年号改元之事                     | 1冊 |                     |   |
| 当職所御記録仕法                          | 1冊 | 9諸省70               | ◎ |
| 御家伝奏来由記                           | 1冊 |                     |   |
| 隆景公位記口宣記                          | 1冊 |                     |   |
| 年表 但明応六年至慶長四年                     | 1冊 | 〈17年表22〉            |   |
| 記録所日記年中行事                         | 1冊 | 9諸省74               | ○ |
| 同所之伝書                             | 1冊 |                     |   |
| 同所日記帳                             | 3冊 |                     |   |
| 延享五年御伝請記録                         | 1冊 |                     |   |
| 宝暦三年御首途記録                         | 1冊 | 〈7格式28〉             |   |
| 積業記録                              | 1冊 |                     |   |
| 享保十五年兵法上覧之節筆並之儀ニ付御書付              | 1冊 | 10諸役6               | ◎ |
| 宝暦八年御俚約ニ付諸家え御勤等之儀御断同書             | 1冊 |                     |   |
| 御家来之内彼是所持之証文写                     | 6冊 | 22諸臣23<br>(11の5～10) | ○ |

典拠：「追々下ヨリ差出御用物目録」（54目次37）。

備考：1. 文書名・数量は典拠史料の記述に従った。2. 対応する文書が判明する場合、「毛利家文庫」欄に請求番号を示した。ただし、確証がなく推測したものはく（ ）で括った。現時点で不明のものは空欄とした。3. 「柿並蔵書」印のあるものは「印」欄に○◎を付けた。○は毛利家文庫目録に注記のあるもの、◎は注記がないものを示す。

であつたことは間違いない。ただし、前述のように、当職所記録取縮役や江戸御国大記録方就任時の起請文で、柿並は守秘義務遵守を誓約していた。柿並や永田たちは、通常の藩士では目に触れることのない文書記録を扱う立場にあつた。藩からすれば、彼らが知り得た本来秘密の情報が、彼らの死後拡散しないよう、知り得た情報の回収を図りたいという意識もあつたのではないだろうか。

なお、寄贈された柿並蔵書は表3にまとめた通りである。

## 五 実家松原家について

柿並市右衛門の実家松原家は、柿並家同様、大組の下級クラスであるが、藩主近くに仕え、藩主使用の「御書物」の作成に携わるなど特徴的な業務を行っていた家であつた。市右衛門が松原家出身であつたことは、彼が若い頃よりその資質を期待されるひとつの要因になっていたと考える。最後に松原家の経歴について述べておく。<sup>(34)</sup>

「譜録」によれば、松原家は藩政期以前から毛利家との関係を有する家であるが、理由不明ながら、藩政初期にいったん毛利家を離れ浪人の身となつた（法体であつたという）。そして、貞享元年（一六八四）、松原春益（直興・市右衛門父の兄）が三代藩主吉就から再び御陣僧として召し抱えられる。彼が「手跡之器童」、すなわち書道に優れた子供であつたことが理由という。当初の禄高は二人扶持銀子一枚。『増補訂正もりのしげり』は、御陣僧について「勤方其他諸局二出デ諸調役又ハ助筆ヲ勤ム」「初メテ陣僧雇トナルモノ八年十七歳以下ナリシガ如シ」「勤功年限二因リ束髪ヲ許サレ始メテ三十人通又ハ無給通ニ入ル」と説明する。

翌年春益は藩主吉就に随従して江戸に登り、藩の計らいで、当時江戸で名を馳せていた書家佐々木万次郎の門弟となる（柿並市右衛門は伯父と同じ経歴をたどったことになる）。春益は十二年にわたり佐々木の下で書道を極め、ついには門弟数百人をまとめる「書頭」に上り詰め、吉就から「御褒美之御意」を申し渡される名誉に預かった。彼は優秀な書き手として重用されたようで、幕府への献上物の書付を作成したり、藩主吉就の「御手道具、御懷中書、其外御密書」などの作成に従事した。四代藩主吉広の代にも判物類の作成に携わり、吉広のために「御手鑑物・御手本等」を作成したりし、書道の手ほどきも勤めたという。元禄九年（一六九六）、長年の功績により手廻組に編入されたが、翌年江戸で煩い、同十二年八月に二七才の若さで死去した。

春益死後松原家を継いだのが、弟で柿並市右衛門の実父弾蔵（通貫）である。貞享四年、弾蔵は一四才で江戸に登り（兄を頼つてのことであろう）、同年に支藩清末藩主毛利元平に召し抱えられた。側役を八〇九年ほど務めたが、体調を崩して暇をもらい江戸で静養生活を送った。快気後、肥後熊本新田藩主細川利昌に側役右筆兼帯として召し抱えられ、三〇四年を過ぎた頃、兄が病氣勝ちで跡継ぎがないため、母や親類から本家を継ぐよう懇願された。そこで細川家から暇をもらい、兄が亡くなった元禄十二年、萩藩士松原家を相続した。

弾蔵は、家督相続当日からすぐに「御宝蔵書物」（御宝蔵に納める書物）の調製を命じられたといい、そののちも様々な「御書物」（藩主が利用する書物）の作成に携わった。藩主吉広のために「古詩書」や「唐韻之書」など文芸に關わる書物、あるいは軍書などを調製し、さらに、藩主が用いる「扶桑見聞私記」八〇冊の書写作業が行われた際には、作業グループの頭取を務め、冊子の小口書き、外題書きなどを担当した。家督相続後すぐさま書き手として重用された点からして、弾蔵は兄春益から書道の手ほどきを受け、それなりの腕前であつたと思われる。「古詩書」や「唐韻

之書」などの書物を藩主のために作成するなど文芸・文化面での深い教養もうかがわれる。

弾藏長男で市右衛門の兄・松原平三（通彦）は、享保五年（一七二〇）三月、一八才で嫡子雇となり、明倫館で「徳山御書物」の書き写しを命じられている。同七年六月までこれを続け、同十一月に御右筆山田佐左衛門の助筆として「徳山御還付之一件記録」（徳山藩の廃絶・再興に関わる一件記録）の作成を命じられた。享保十一年四月には右筆役となり手廻組に編入される。元文四年（一七三九）八月に三七才で家督を継ぐ。

平三は家督相続までの間、たびたび連歌の連衆として活動している。享保十二年二月、「一ノ九天神御連歌之連衆」として召し出されたのを始まりに、三月に番手として江戸に登ると、たびたび諸大名家の連歌の席への出席を命じられている。平三は、父同様、文化面での活躍が期待される存在であったようである。また、前述のように、享保十五年には、平野忠兵衛とともに当職所の文書整理を命じられた。若い平三の立場は、平野の補佐役であったと思われる。家督相続後の平三は、江戸での活動が主であり、寛保二年（一七四二）には江戸留守居役の右筆、延享元年（一七四四）には御留守御勤方などを勤めている。

松原家は禄高こそ高くないが、藩主側近くに仕えることが多く、代々書道に長け、藩主使用の書物などの作成を任されるなど書き手として重用され、文化・文芸関係の教養も豊かであったように思われる。市右衛門はそのような松原家の出身であり、書道の腕前も幼少より期待されていた。伯父、父、兄らの活躍を背景に、松原家の家筋の者として、藩上層部が若い市右衛門の能力―特に、書く、調べる、まとめるといった能力や、文化・文芸の素養―に期待する面は多かったと想像される。

## おわりに

柿並市右衛門は、藩の中枢役所である当職所および上御用所の保存文書、さらには御宝蔵収蔵の藩主家文書（御什書）を対象に、当時の文言で「撰分」「取縮」と呼ばれる業務を繰り返し担当した。蓄積された文書記録を選別し、整理し、目録を作成し、将来の利用に備え必要な情報をまとめて新たな記録を作成していく、そうした仕事である。そのような仕事の積み重ね、実績によって、もとは大組下級の一藩士であった柿並は、七代藩主重就が新設した江戸御国大記録方の役人にも取り立てられた。それは藩内での文書作成実務のトップといえる役職であった。就任に当たり、藩主重就から直々に声をかけられる名誉にも預かった。<sup>(35)</sup>生涯で禄高の変化はなかったものの、そのキャリアが評価されたものとして、柿並は誇らしかったのではなからうか。

キャリアの初発において、なぜ彼が当職所の文書整理に抜擢されたのかは答えにくい。彼が松原家の出身であり、幼少時から藩主の期待を受ける高い資質の持ち主であった点を理由のひとつとすることは許されるかもしれない。また、当時の当職所右筆役が柿並半右衛門であった点も目をひく。同姓の市右衛門家と半右衛門家は本家・末家の関係にあった（市右衛門家が本家。「譜録」）。まったくの想像だが、当職所右筆役の柿並半右衛門は、当時やや斜陽であった本家を盛り立てる意味で、本家の有能な養子市右衛門を当職山内に推薦したという事情があったかもしれない。

柿並以前、当職所では、役所実務の経験豊富な年配の役人に総括型記録の作成や文書整理を担当させることが多かった。当職所役人としての実務経験のない若い柿並が指名された点は、それまでの大きな違いである。当職所記録取縮役として柿並がまとめた「当職所記録仕法」は、当職所での新たな総括型記録の作成と文書記録の管理体制を

構築し、それをマニュアル化し、継続的に実行しようという試みであった。当時の当職山内は、単なる経験則に基づくのではなく、客観的かつ合理的な業務の見直しによつて新たな文書管理体制を構築しようとしたといえる。そのためには、ややもすれば従来のやり方に捉われがちなベテラン役人に担当させるよりも、まだ実務経験の少ない柿並のような若い人物を取り立て、自分の意見も反映させながら検討させる方が好都合と考えたかもしれない。

十八世紀の萩藩では、柿並のような仕事をこなす役人が必要とされる状況が強まっていたといえる。当職所では十七世紀末より文書管理体制整備の動きが見られ、上御用所でも十八世紀中期には国元・江戸で文書整理作業を実施した。郡奉行所が過去の関係法令をまとめた「二十八冊御書付」を作成したのも十八世紀中期のことである。「史臣」とも評され、修史事業、文化事業という捉え方をされる永田瀬兵衛の仕事の多く―御什書の整理や「江氏家譜」「新裁軍記」の編纂等―も、見方を変えれば、藩主家文書の整理、藩主家に関わる歴史的情報の取りまとめ業務と位置づけ得る。対象文書も作成物の性格も異なるが、残された文書記録を選別整理し、目録を作成し、将来の利用に備え必要な情報をまとめ新たな記録を作成していくという点において、永田と柿並は同じ範疇の仕事を行っていたといえる。

当職山内の強い意向で当職所記録取縮役という役名が実現したように、役所の文書記録を「撰分」「取縮」する仕事は、藩という組織の中で必要な業務として認知され、その仕事は役人の功績としても評価されていく。ただし十八世紀段階では、過去の文書記録を「取縮」「撰分」する仕事は、まだ特別な事業、臨時的な事業としての意味合いが強いように見受けられる。十八世紀後期、当職所には当職所記録方という文書管理を専門に扱う役職が置かれ、十九世紀にはかなり継続的に設置されるようになる。遠近方など他の役所でも記録方を設置する例が現れる。十九世紀へと進むにつれ、主要な役所では、過去の文書記録の管理を専門に扱う役人を置くこと、それが次第に継続的になって

いく。<sup>(36)</sup>この点については、また別の機会に論じてみたい。

註

- (1) 拙稿「萩藩当職所における文書の保存と管理」(『山口県文書館研究紀要』(以下「紀要」と略記)第23号 一九九六年 拙稿A)、「萩藩当職所における文書整理と記録作成」(『紀要』第24号 一九九七年 拙稿B)、「当職所記録仕法」について—萩藩当職所における記録作成マニュアル—(『瀬戸内海地域史研究』第9輯 二〇〇二年 拙稿C)「宝暦末—明和前期における萩藩の記録編纂事業について—江戸御国大記録方の設置および中山又八郎の活動」(『紀要』第34号 二〇〇七年 拙稿D)。
- (2) 毛利家文庫の文書群構造については拙稿「毛利家文庫の形成過程と文書群構造」(『紀要』第37号 二〇一〇年)。
- (3) 当職は一門および禄高一〇〇〇石以上の寄組士から任用された役職で、藩主の在国・在府に関わらず常に国許にあって財政・民政を統括した国許の最高職。当職所は当職とその下僚(手元役・祐筆役・筆者役等)で構成され、藩主在国中は萩城内の下御用所が、藩主在府中は当職の屋敷が主たる執務場所になった。当職所の文書管理については拙稿A・Bと「萩藩における文書管理と記録作成」(国文学研究資料館編『藩政アーカイブズの研究』岩田書院 二〇〇八年)で検討しており以下の記述はこれによる。このため本稿では、煩雑さを避け典拠史料の注記を省略した場合がある。
- (4) 当職所に限らず多くの役所では、業務で授受した文書を種類別の記録(冊子)に控えた(例えば、法令・通知類は「御書付控」、書状類は相手ごとに「江戸御用状控」「屋敷番状控」など)。こうした管理方法の場合、関連文書が別々の記録に控えられるため、ある出来事の実例を調べる際、多くの記録を参照しなければならず不便である。そこで、各記録から情報を抽出し関連情報をまとめた一件記録を作成する場合があった。こうした記録を筆者は総括型記録と呼んでいる。「大記録」や上御用所の「公儀事控」「小々控」

のようにシリーズとして作成する場合、何かの大きな出来事の後には担当役人にまとめさせる場合などがあった。

- (5) 「譜録」蔵田孫右衛門珍如(23譜録く88・県庁伝来旧藩記録「譜録」120)。毛利家文庫の「譜録」では、「記録方」という文字の上に「手元用人」と記された黄紙が貼り付けられている。これは、蔵田家からの譜録提出後、藩が修正の意味で貼り付けたものであり、「記録方」という名称は正式なものではなかったとみられる。なお、本稿での検討は、特に断らない限りすべて毛利家文庫による。

- (6) 蔵田家「譜録」、「考績抄御賞美先例」十七(22諸臣179)。

- (7) 「譜録」横山新之允藤賢(23譜録よ7)、「考績抄御賞美先例」十七(22諸臣179)。

- (8) 手元役は当職、当役、留守居役など重職に付けられた補佐役。当職手元役について『増補訂正もりのしげり』は、「当職ニ属シ庶務ヲ所弁ス」とし、一五〇〜二〇〇石の大組士が就任したと説明する。ただし藩政前期にはそれより禄高の少ない藩士が就任する例もある。

- (9) 55旧記3。

- (10) 「考績抄御賞美先例」十七。

- (11) 「考績抄御賞美先例」十七、および宝永六年「分限帳」(52給禄43)

- (12) 拙稿A・B参照。なお、担当者は「譜録」松原弾藏通徹(23譜録ま62)により新たに判明した。

- (13) 柿並市右衛門および柿並家の履歴は、特に注記しないかぎり「譜録」柿並多一郎正長(23譜録か17)による。なお、市右衛門は次郎吉、与三左衛門、市左衛門と名乗りを替えるが本稿では市右衛門で統一した。

- (14) 譜録には「八歳二于時享保五年保五年佐々木万次郎門弟二相成」とあるが、「無給帳」では柿並市右衛門(当時は市左衛門)は元文四年(一七三九)当時二五才とあり、これに従えば享保五年(一七二〇)時点で六才となり譜録の記述と齟齬が生じる。割書部分の誤記と判断し、本文のように享保七年(一七二二)のこととした。

- (15) 「御意口上控」(38御意控6(13の4))。

- (16) 拙稿B。

- (17) 拙稿Cで「当職所記録仕法」全文を翻刻紹介している。

(18) 9 諸省 7。

(19) 遠用物近世後期 1562。

(20) 永田瀬兵衛に関しては、広田暢久「長州藩史臣永田瀬兵衛と『萩藩閥閥録編纂』」(林陸朗先生還暦記念会編『近世

国家の支配構造』所収 雄山閣出版 一九八六年)、同「長

州藩歴史編纂事業史(其の五)(其の六)」「(紀要) 第13・

14号 一九八六・八七年)、拙稿「萩藩元文譜録と永田瀬

兵衛」(『紀要』第36号 二〇〇九年)。

(21) 「御什書総目録」(54目次41)。

(22) 「御什書総目録」(54目次49)。

(23) 当役は、藩主の在国在府に関わらず常に藩主に随って藩主を補佐する役職で、一門、一〇〇〇石以上の寄組士から任命された。

(24) 「御意口上控」38御意控9(34の3)。

(25) (26) 拙稿D。

(27) 拙稿Dで起請文全文を翻刻している。

(28) 「御意口上控」(38御意控6(13の4))。

(29) 「山口県地方史研究要覧」(マツノ書店 一九七六年)は

「ひきのぞき 引除」について、「引除所勤ともいう。本職(根役)の身分をそのままにして、他の職の勤務につくこと」と説明している。

(30) 「考績抄御賞美先例」初編八(22諸臣179)。

(31) 「追々下ヨリ差出御用物目録」(54目次37)。

(32) 「密局日乗」十四(19日記18(129の15))。

(33) 「追々下ヨリ差出御用物目録」。

(34) 「譜録」松原弾藏通徹(23譜録ま62)。

(35) 「譜録」柿並多一郎正長。

(36) その一人渡辺平吉について、拙稿「萩藩当職所における『相府年表』『当用諸記録提要』の作成と渡辺平吉」(『田布施町郷土館研究紀要』第八号 二〇〇七年)で検討した。